

農地利用効率化等支援事業（3割補助） 予算の配分基準ポイント（自己採点表）

配 分 基 準 項 目			点 数	自己採点
①	付加価値額の拡大	ア 現状ポイント 直近年の付加価値額が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。 ※付加価値額＝収入総額－費用総額＋人件費		
		a 300万円以上	1点	
		b 600万円以上	2点	
		イ 付加価値額の拡大率目標ポイント 目標年度における付加価値額の目標の直近年から拡大率が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。		
		a 3%以上	1点	
		b 10%以上	2点	
		c 15%以上	3点	
		d 20%以上	4点	
		e 30%以上	5点	
		ウ 付加価値額の増加額目標ポイント ⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は（イ）、その他の者は（ア）の取組に該当している。 （ア）目標年度における付加価値額の目標の直近年からの増加額が以下のいずれかとなっている。		
		a 100万円以上	1点	
		b 200万円以上	2点	
		c 300万円以上	3点	
		d 400万円以上	4点	
		e 500万円以上	5点	
		（イ）目標年度における付加価値額の目標が以下のいずれかとなっている。		
		a 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）以上	1点	
		b 基準額の10%増し以上	2点	
		c 基準額の20%増し以上	3点	
		d 基準額の30%増し以上	4点	
		e 基準額の40%増し以上	5点	
②	経営面積の拡大	以下のいずれかの取組に該当している。		
		a 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha（施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	5点	
		b 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	4点	
		c 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha（施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	3点	
		d 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	2点	
		e 上記aからdまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1点	

配 分 基 準 項 目			点 数	自己採点
③	労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、a から c までのいずれかの取組に該当している。		
		a 目標年度までに、10%以上削減することとしている。	1 点	
		b 目標年度までに、20%以上削減することとしている。	2 点	
		c 目標年度までに、50%以上削減することとしている。	3 点	
④	経営管理の高度化	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	2 点	
		イ G L O B A L G. A. P 又は A S I A G A P の認証を取得している。	1 点	
		ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定（チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。）している	1 点	
		エ 青色申告を行っている。	1 点	
⑤	新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後 5 年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	2 点	
		以下に該当する場合はそれぞれ加点する。		
		a 50歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。）	2 点	
		b 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者である場合	1 点	
⑥	農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1 点	
		以下に該当する場合は加点する。		
		受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合	1 点	
⑦	女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	3 点	
⑧	輸出の取組	ア 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1 点	
		イ 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等がフラッグシップ輸出産地に参画しており、導入等する機械等がその取組内容に関連するものであるもの。	1 点	
⑨	環境配慮の取組	有機 J A S の認証を受けている。	1 点	
⑩	労働環境の改善	ア 労働保険（労働者災害補償保険・雇用保険）に加入している。	1 点	
		イ 社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入している。	1 点	
		ウ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。	1 点	

※ポイント計が、**15ポイント以上**で要望受付ができます。

ポイント計	
-------	--

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象として算定するものとする。

注：2 「④経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。

注：3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

注：4 フラッグシップ輸出産地とは、フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。

農地利用効率化等支援事業（3割補助） 予算の配分基準ポイント（自己採点表）

農業支援サービス事業体

配 分 基 準 項 目			点 数	自己採点
①	農作業受託面積の拡大	ア 目標年度までに拡大する農作業受託面積が、以下のいずれかとなっている。		
		a 2 ha以上	1 点	
		b 4 ha以上	2 点	
		c 6 ha以上	3 点	
		d 8 ha以上	4 点	
		e 10ha以上	5 点	
		f 12ha以上	6 点	
		g 14ha以上	7 点	
		h 16ha以上	8 点	
		i 18ha以上	9 点	
		j 20ha以上	1 0 点	
		イ 目標年度までの農作業受託面積の拡大率が、以下のいずれかとなっている。	新規参入する農業支援サービス事業者の場合は、以下の区分によらず1 0点を加算する。	
		a 5 %以上	1 点	
		b 10%以上	2 点	
		c 15%以上	3 点	
		d 20%以上	4 点	
		e 25%以上	5 点	
f 30%以上	6 点			
g 35%以上	7 点			
h 40%以上	8 点			
i 45%以上	9 点			
j 50%以上	1 0 点			
②	受託可能な農作業の種類	以下のいずれかの取組に該当している。		
		a 2 種類の農作業を受託している又は目標年度までに受託することとしている。	5 点	
		b 3 種類の農作業を受託している又は目標年度までに受託することとしている。	1 0 点	
		c 4 種類以上の農作業を受託している又は目標年度までに受託することとしている。	1 5 点	
③	集約化等への誘導	農業者が委託する農地について、集約化や面積の拡大、委託する農作業の種類の拡大を促す料金設定等の工夫がある。	5 点	

※ポイント計が、**15ポイント以上**で要望受付ができます。

ポイント計	
-------	--

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として農業支援サービス事業体の取組全体を対象として算定するものとする。

注：2 「②受託可能な農作業の種類」の対象とする農作業は、1.耕起・代かき（整地）、2.田植又は播種（定植）、3.病害虫防除、4.施肥（他作業と併せて行う場合は除く。）、5.除草、6.収穫等とする。

農地利用効率化等支援事業（3割補助）

予算の配分基準ポイント（自己採点表）

融資主体支援タイプ（集約型農業経営優先枠）

以下の要件を満たす者であること

(1) 耕種農家であること。

(2) 目標年度における1ヘクタール当たりの付加価値額（収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額をいう。）が50万円以上であること。

(3) 目標年度において、経営面積が現状より縮小しないこと。

配 分 基 準 項 目			点 数	自己採点
①	1ha当たり付加価値額の拡大	目標年度における1ha当たり付加価値額が、以下のいずれかとなっている。		
		a 50万円以上100万円未満	1点	
		b 100万円以上150万円未満	2点	
		c 150万円以上200万円未満	3点	
		d 200万円以上250万円未満	4点	
		e 250万円以上300万円未満	5点	
		f 300万円以上350万円未満	6点	
		g 350万円以上400万円未満	7点	
		h 400万円以上450万円未満	8点	
		i 450万円以上500万円未満	9点	
		j 500万円以上	10点	
②	労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、aからcまでのいずれかの取組に該当している。		
		a 目標年度までに、10%以上削減することとしている。	1点	
		b 目標年度までに、20%以上削減することとしている。	2点	
		c 目標年度までに、50%以上削減することとしている。	3点	
③	経営管理の高度化			
		ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	2点	
		イ GLOBALG. A. P又はASIA GAPの認証を取得している。	1点	
		ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定（チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。）している。	1点	
④	新規就農	エ 青色申告を行っている。	1点	
		事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	2点	
		以下に該当する場合はそれぞれ加点する。		
		a 50歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。）	2点	
⑤	農業者の育成	b 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者である場合	1点	
		農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1点	
		以下に該当する場合は加点する。		
⑥	女性の取組	受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合	1点	
		以下のいずれかに該当している。		
		ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	3点	

配 分 基 準 項 目			点 数	自己 採点
⑦	輸出事業計画との連携	ア 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1 点	
		イ 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等がフラッグシップ輸出産地に参画しており、導入等する機械等がその取組内容に関連するものであるもの。	1 点	
⑧	環境配慮の取組	有機 J A S の認証を受けている。	1 点	
⑨	労働環境の改善	ア 労働保険（労働者災害補償保険・雇用保険）に加入している。	1 点	
		イ 社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入している。	1 点	
		ウ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。	1 点	
⑩	水田農業高収益化推進計画との連携	本事業による整備内容等を記載した水田農業高収益化推進計画が地方農政局長等により承認されており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1 点	

※ポイント計が、**15ポイント以上**で要望受付ができます。

ポイント 計	
-----------	--

注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象として算定するものとする。

注：2 「③経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず確認するものとする。

注：3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。

注：4 フラッグシップ輸出産地とは、フラッグシップ輸出産地選定実施要領第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。

注：5 水田農業高収益化推進計画とは、水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づく計画をいう。